

令和5年度 第4回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日時

令和5年6月16日（金） 午後1時30分から午後4時25分まで

2 場所

千葉県自治会館9階大会議室

3 出席者

委員：葉山委員長、菊地副委員長、
井上委員、齋藤委員、大瀧委員、松田委員、高橋委員、八田委員、
酒井委員、安立委員、岡山委員、本間委員（12名）

事務局：環境生活部 江利角次長、熱田環境対策監
環境政策課 田中副課長、高橋班長、鮫島副主幹、石橋主査、
丸山主査、岩城副主査

傍聴人：4名

4 議題

- (1) 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）
- (2) 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (3) その他

5 結果概要

- (1) 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (2) 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局から資料に沿って説明があり、審議が行われた。
- (3) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1 - 1 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1 - 2 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 1 - 3 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書に対する意見（論点整理）
- 資料 1 - 4 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書に対する意見（答申案）
- 参 考 市長意見の提出状況（日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書）
- 資料 2 - 1 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3 - 2）嵩上げ）に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 2 - 2 大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3 - 2）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料 2 - 3 市長意見の提出状況 [大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3 - 2）嵩上げ）]
- 資料 2 - 4 答申案審議に向けた論点整理 [大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3 - 2）嵩上げ）]

別紙 審議等の詳細

議題（１）日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）

○事務局より資料 1-1～1-4 について説明。

（委員）

資料 1-4 3 (1) ウ、施設の稼働に伴う排出ガスの短期高濃度予測に係る指摘について、「バックグラウンド濃度に調査地点 4 地点の平均値を採用する妥当性を明らかにし」とあるが、準備書を見る限り単純な平均値でもないように思われる。指摘の意図を教えてください。

（事務局）

バックグラウンド濃度の設定については、準備書 7-79 ページに記載があるが、「最大着地濃度地点の出現範囲を考慮し、対象事業実施区域及び地点 1～3 の現地調査結果における気象条件が各計算ケースの最大寄与濃度の出現条件の時の 1 時間値の平均値とした。」とされている。先ほどの説明では、説明が煩雑となることを避けるため、「気象条件が各計算ケースの最大寄与濃度の出現条件の時の 1 時間値の平均値」という部分は当然の事項として省略した。指摘の趣旨としては、データソースとして対象事業実施区域と周辺 3 地点の測定結果を用いていることの妥当性を明らかにしなさいというものである。

（委員）

事業者は長期平均濃度予測と短期高濃度予測でバックグラウンド濃度の設定を変えている。その辺も含めて妥当性を明らかにしなさいということか。

（事務局）

長期平均濃度予測のバックグラウンド濃度では、最大着地濃度出現地点の最寄の調査地点である対象事業実施区域の測定結果のみを用いている。一方、短期高濃度予測では、出

現範囲を考慮し、4地点の測定結果を用いたとしている。この「出現範囲を考慮し」の意図を事業者を確認したところ、風速によって最大濃度の出現距離が変わり、必ずしも対象事業実施区域が最大濃度着地地点の最寄の測定地点とはならないことを考慮してとのことである。

しかしながら、準備書 7-98 ページの予測結果で用いている値は寄与濃度の最大値であって、それはいずれの気象条件においても風速が低い時で、おのずと最大濃度の出現距離は短くなり、結局、最大濃度着地地点の最寄の測定地点は対象事業実施区域となる。

(委員)

答申案の指摘の書きぶりでは、対象事業実施区域及び周辺3地点の単純な平均値と読めてしまう。また、私の理解ではバックグラウンドは高く設定した方が、プラスアルファの影響も考慮するという点で望ましいと考えられ、事業者としては4地点全ての測定結果を用いることで、結果として高めに見積もられることを考慮したと考えられるがどうか。

(事務局)

準備書では各特殊気象の出現条件時の1時間値は記載されておらず、正確に判断はできないが、各測定地点における日平均値や時間最大値等については、準備書 7-47 ページ以降に示されており、これを見ると対象事業実施区域は周辺3地点と比較し高い値を示している。そうすると4地点の全ての測定結果を用いて平均することで、バックグラウンド濃度は低く見積もられているのではないかという疑義が生じる。

(委員)

長期平均濃度予測では、対象事業実施区域の測定値のみを使っているのに対し、短期高濃度予測では、もう少し厳密に気象条件を考慮したかは判然としないが、設定を変えている。これに関してはもう少し明確にされることが望ましい。

ただし、対象事業実施区域の測定値をバックグラウンドに用いることは、既存施設の影響も含まれるということであり、事業者としてはおそらく安全側に設定した結果だということを示したものと考えられる。

この指摘について、今の書きぶりだと短期高濃度予測のバックグラウンド濃度には4地

点の単純な平均値を採用していると誤解して読めてしまうので、長期平均濃度予測と短期高濃度予測でバックグラウンド濃度の設定方法が違うことについて、丁寧に説明していただきたいという意図が明確になるような表現が望ましい。

(事務局)

承知した。

(委員)

資料 1-3 5(1)ウ、風向風速の調査結果に係る指摘について、「相関がみられるとする根拠が不明なことから、その根拠を記載すること」とあるが、この指摘に対する回答としては、「場所が近くて同じような挙動を示したから」というものになると考えられる。

この指摘の意図を再度確認したい。

(事務局)

当該指摘は、方法書に対する知事意見の事業者見解に対するものである。
対象事業実施区域以外の3地点では風向風速を5mの高さで観測していることについて、事業者見解では、当該3地点の調査結果は対象事業実施区域の調査結果と相関がみられることから妥当性があるとしている。その「相関がみられる」とする根拠としては、準備書7-54 ページで3地点の調査結果が示されており、そこに対象事業実施区域の調査結果とのベクトル相関の数値が示されている。

しかしながら、数値を示されただけでは根拠としては不足しているので、示した数値を事業者としてどう評価しているかななどを補足しなさいという趣旨である。

(委員)

要するにこの示された数値をもって相関が高いとする根拠を示しなさいということ。

承知した。

(委員)

資料 1-4 答申案前文の「光化学スモッグ注意報が多く発令され」という部分について、

準備書 3-6 ページで注意報が発令される基準を超えた日数が示されているが、一番多い年で延べ11日、令和2年度を見ると基準を超える日が1日もない状況である。一方、環境基準を超える日数、時間は非常に多く、「注意報が多く発令され」という文言が適切かどうか疑問である。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、より適切な表現となるよう修正する。

(委員)

資料 1-4 5(1)の「施工時及び共用時の環境監視の結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること」について、この文章では「予測結果との比較を積極的に公表するよう努めること」となってしまう。よって、「予測結果との比較を行い」と「積極的に公表するよう努めること」との間に、「事後調査結果を」という文言を入れたほうがよい。

市原市長の意見でも事後調査の確実な実施は重要視されているところであり、その結果を積極的に公表するように努めなさいという表現が望ましい。

(事務局)

この意見については、「環境監視の結果について、積極的に公表するよう努めること」としたものであり、「環境監視」は「事後調査」と基本的に同義として用いている。しかしながら、ご指摘のとおり、市原市長意見や準備書では「事後調査」という文言が用いられていることを踏まえ、「事後調査結果について、予測結果との比較を行い、積極的に公表するよう努めること」に修正したい。

(委員)

承知した。

もっと言えば、「予測結果との比較を行い」を「予測結果との比較を行いつつ」としたいが、これ以上は言及しない。

(委員)

それでは、意見が出尽くしたので、議論を整理する。

答申案前文の「光化学スモッグ注意報が多く発令され」という文言及び、答申案3(1)ウの短期高濃度予測予測のバックグラウンド濃度に係る指摘事項の修正については、委員の意見を踏まえ、後日修正。答申案5(1)については、「環境監視」という文言を「事後調査」に修正する。

(事務局)

後日修正とした2点については、委員長及び副委員長と相談しながら、最終答申としてまとめさせていただきたい。

(委員)

後日修正とした2点については、私及び副委員長で預かりとしてよろしいか。

(異議なし)

(委員)

以上で議題1の審議を終了とする。

議題（２）大塚山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（３－２）嵩上げ）に係る環境影響評価方法書について（審議）

○事務局より資料２－１及び資料２－４について説明。

（委員）

資料２－４の論点整理２（２）排水計画イに関して、最終処分場の事業に当たっては浸出水対策が一番大きいと考えている。本件の市長意見にもあったように、浸出水中の塩化物イオンについては、非常に注意が必要ということで間違いない。

資料２－２の No. 8 や No. 30 からすると、塩化物イオンの元は何かというと、プラスチック類の焼却によって発生したばいじんであると示されている。かつ、No. 30 の事業者回答からは、産業廃棄物のばいじんから溶出されるものと一般廃棄物の飛灰から溶出するものがあるということなので、産業廃棄物の由来であれば、その中でも 3,000 mg 以下のみ受け入れるということは、おそらく事業者も可能だと思う。一方で、一般廃棄物の場合は、それを制限することはかなり難しいと思う。

そうなると、根拠を示しなさいというのは簡単だが、一般廃棄物の主灰飛灰がある中で水質の根拠を明らかにすることが事業者の方で果たして可能なのか。

また、富津市がそれを求めるのであれば、プラスチック新法もできてることなので、できる限り廃棄物の中にプラスチックを含めない分別ルールの改定を求めたいと個人的には思う。

（事務局）

富津市から受け入れるばいじんについては、塩化物イオン濃度の高いものを受け入れるとしているので、これについては、資料２－２論点整理の２（２）排水計画のウで論点としている。埋立処分場の中に区画を設けて、シートで分離した区画に塩化物イオン濃度の高い富津市からの一般廃棄物のばいじんについては分離埋立てをする、としている。現在供用している第三処分場（３－３）でも同様に分離埋立てをしているが、図書の別添にも記載があるとおおり、現状、高濃度の塩化物イオンが検出されている実態があるので、具体的な施工方法を示し、その妥当性の説明を求めている。

一方、イのばいじんの受入制限を3,000mg/Lとしていることによっては、産業廃棄物の受け入れ制限をするのはばいじんだけでよいのかというのが事務局からの論点になる。例えば、汚泥は塩化物イオン濃度が高いことも想像できる。長年、埋立処分を行ってきた実績があるので、これまで埋め立ててきた中で塩化物イオン濃度が高い廃棄物の種類が他にないのかといったこともデータを示して、計画水質の根拠を明らかにして欲しいということになる。

(委員)

言わんとすることはよくわかった。基本的に同感である。シートを敷いてそこに埋め立てているから大丈夫かということ、実際にそうになってないというのはそのとおり。そこを徹底するよう意見してよい。しかし、富津市の一般廃棄物の性状について事業者は言えないということもあるので、逆になってしまうが、富津市に対して何らかの意見があってもいいのかなと思った。

追加で、資料2-4論点整理の2(2)排水計画のアとエについては、近年の温暖化に伴って、集中豪雨が確かに増えている。この地域に集中して降った場合には、浸出水がちゃんと処理できるのか、ということについており、事業者に対して求めていきたい。

(事務局)

一点補足させていただく。

富津市のあるこの地域は、旧君津郡市の木更津、君津、富津、袖ヶ浦の4市で、今現在シャフト炉型の直接溶融を行っている。施設が老朽化しているため、新たに移転する予定で、その際に県南部の一般廃棄物も併せて直接溶融処理をすることになっている。委員会で御審議いただいた、上総安房クリーンシステムの焼却施設の事業の中で、一般廃棄物の担当課の方では、焼却する物が減少して広域化を進めていく中で、一般廃棄物処理体制そのものについて市町村と話し合っ変えていこうということで進めている。

今すぐに何かできるということではないが、一応そういうことを県としては進めているので、補足説明としてさせていただく。

(委員)

事業者がここで言っている一般廃棄物は、熔融スラグのことか。

(事務局)

熔融飛灰である。

(委員)

悪臭や臭気は、サンプルをとって、例えばガスクロマトグラフィーで測定して、その種類を決めて、発生源を予測できるものか。現地に行ったときに結構穴があった。ガスの種類を調べることは可能か。

(委員)

測れるが、測定結果からどういう廃棄物が埋まっているかまではわからない。
においの種類はわかる。

(委員)

例えば方法書 P.6-78 で、(2) で地下水の流れの変化の程度を予測する手法について、「既存資料調査結果、現地調査結果の解析及び事業計画（造成計画、遮水工及び地下水集排水施設配置計画等）と重ね合わせにより予測する。予測に際し、第四処分場の新設が岩盤遮水構造となっている第二処分場周辺の地下水の流れに及ぼす影響の有無及びその程度について合わせて明らかにする。」と書いてある。

なるほどという感覚にはなるが、具体的にどういう解析をするのか、例えば浸透流解析をするのかはわからない。細かいところには触れていない。重ね合わせにより予測するというのが非常にあいまいに感じる。漏洩があったときにどうやって捕捉するのかというリスクの検討までは不要ということで宜しいか。

(事務局)

資料2-4 論点整理の4ページ(5) 地形及び地質において、基本的に最終処分場は漏洩がないことが前提として、地下水の流動について、帯水層ごとにどう流れているのか平

面図・断面図でしっかり示して、上流に位置する第四処分場によって、第二処分場の保有水が増加することがないか調査結果を平面図、断面図でわかりやすく示して欲しいという趣旨であり、解析方法については論点に入っていない。

(委員)

一般廃棄物の処分場であれば、浸出水から異常値が出た場合には、いったん埋立を休止して原因を探るといったことが行われる。そういったことが行われているのかどうかわからない。

(事務局)

補足させていただく。第二処分場については、漏洩がわかってからは搬入を停止しており、それ以降は埋立を行っていない。その後、第三処分場が計画され、3-2、3-3処分場として供用されている。

(委員)

現状でも高濃度の塩化物イオンが検出されているということで、そこには注意が必要で、情報開示がまずは必要と思う。気になるのは、事業者が、浸出水処理後の放流水は河川と2回合流するので何となく大丈夫とっているように思える。しかし、そういったことでなく、施設の中で処理をきちんと完了する施設にしてもらいたい。

(委員)

基本的なことを確認したいが、埋立後に覆土する目的は何か。

(事務局)

悪臭の防止等のため。

(委員)

山の中に処分場を作る意味は何か。別に土で覆土する必要がなければ、コンクリートの箱を作って埋め立てて、そこをずっと管理するというのも考えられる。どうして山の中で

埋め立てるかということ、元々利用しやすい地形があること、人目につかないこと、人家が遠いこと、といったことかと思うが、それでよいか。

(事務局)

廃棄物の最終処分場には基準があり、覆土を何センチメートルにしなくてはならないという細かい決まりがある。

(委員)

土で覆土しなくてはならないから、山間部にあるのか。

(事務局)

最終処分場の位置については、例えば、海面埋立もあるし、山間部でない場所にあるケースもある。今回の事業者は、山間部で計画しているということ。

(委員)

資料2-4の論点整理の中で、今後の話が出てきたので、今言っておくべきかと思って疑問をぶつけた。房総丘陵の典型的な生態系があるところで、事業者の調査の中でチドリノキが出てきた。日本全体ではありふれているが、冷温帯の要素を象徴するような植物である。事業者に言うことではないのかもしれないが、そもそも処分場の在り方を考えてもらいたい。

(事務局)

最終処分場の立地のあり方についての御意見は、担当部局に伝えさせていただく。

(委員)

廃棄物を埋めることで問題が起こるのであれば、廃棄物を出さないことが一番良い。100%リサイクルが理想的だが、そうになってないので、最終処分場は絶対に必要な施設になっている。最終処分場には3つのタイプがあって、遮断型というものもある。それぞれ埋立できる廃棄物が異なっていて、今回は管理型のため、焼却灰やばいじんも埋立可能とな

っている。

(委員)

そのように制度が作られていることは分かった。

(委員)

アセスの手続きだけで考えると無理があるのかなと思う。というのは、環境政策上は、アセス手続きの考え方は防止の観点から、そもそも漏洩があってはいけないという前提であり、事業開発行為を行うことに対しての環境影響を及ぼさない方法を検討するとなる。しかし、廃棄物行政においては、事象が起きた場合の対策も含んだ話なので、漏洩といった事象が起きたときは、環境アセスではなくて、廃棄物行政の枠組みの中で罰則も含めて対策を考えなくてはいけないと切り分けるのが制度の現状だと思う。もちろん、そこまでアセスでカバーできればよりよいアセスかもしれないが、制度上はそこまでいっていない。

図書を改めてみたところ、別添のところの分析はやっているという印象。ここの地質は人工的に手を入れてしまうので、全く手が付いていない場所で地質分析や浸透流解析をするということであれば、パラメーターを比較的取りやすいと思うが、これだけ手をかけてしまうとパラメーターが取れなかったり、技術的に非常に難しい分析を求められたりする。

そういう意味で、何か非常に非現実的な分析を求めてしまうことになってしまうから、これで限界なのかという印象を受ける。

(委員)

資料2-4の論点整備 3(4)の悪臭について、第三処分場(3-2)の工事で、上面に敷設してあるシートを除去する際に、悪臭の発生が予想されるとあるが、シートを除去したときだけでなく、例えば、ガス抜き管の嵩上げ等いろいろな工事をするとすると思うが、そのような時も悪臭が発生するのではないか。この表現だと、シートを除去したときだけになってしまうので、「シートを除去して工事を実施する場合に」とした方がよいのではないか。

(事務局)

限定的な表現となっているので、御意見を踏まえて修正する。

(委員)

環境影響評価項目の選定結果において、供用時の悪臭に○がついているだけで、工事の実施にはついていなかったもので、そこにも○をつけるべきではないかと思った。

今現在シートをかぶせており、ガス抜き管の上から雨が入らないように煙突か何かつけていると思うが、その場合に準好気性でメタンや悪臭の発生を抑制していると思うが、効果は実際にあるのかどうか気になった。

(事務局)

ガス抜き管には、特に雨水流入防止は取っていない。管理型処分場はどこも同じでガス抜き管からは普通、雨水が入ってくる。それでもある程度準好気性となるよう埋立管理を行っていて、さらに埋立終了した時点でキャッピングするので、準好気性にはなっていると思う。ただ、雨水が入ることで腐敗、分解が進むということもあるが、どの程度の効果が出てくるかというのは、ちょっと難しい。

(委員)

方法書の別添-31によると、この処分場は、凝集・水処理剤に塩化鉄を使っている。事業者としては、これを転換するといっている。一つのアセスの方法としては、この塩化鉄の転換を確実にするということを行政から言うことはできるのではないか。

(事務局)

第三処分場（3-3）の設置時の対策方針とあるので、現時点で転換されているか事務局で確認できていないので、事業者で現時点で転換が済んでいるのか、使用量の抑制に止まっているのか次回までに確認して報告する。

(委員)

もし使っていて、転換するということであれば、何に転換するのかということを確認に

確認しておくことが望ましい。

(委員)

こういった最終処分場や採石場の跡地に関しては、どの時点で議論ができるのか。

ドイツでは、再生について、計画の初期段階で組み込まれているが、我が国はどうか。

(事務局)

廃棄物処理法では、埋立てが終了して、その上に覆土して、植生を回復させて終わりになってしまう。採石場については、所管の法令が違うので断言はできないが、砂利採取法や森林法において、土砂採取等が終了した場合には、元の森林に回復させるということが条件になっていて、そこで法令上の手続きが全て終わるとというのが日本の今の状況になっている。

(委員)

そうすると樹林に還す質に関しては、どこで担保されているのか。基盤が全く変わる。

(事務局)

おっしゃるとおりだが、残念ながら現状の廃棄物処理法の中ではそこまでの規定が盛り込まれていない。森林法では、これはおそらく行政指導の範疇だと思うが、元の植生に近いものということは言っていると思う。廃棄物行政でも法令上規定はないが、元の植生に近いものに戻すような行政指導を行っているというのが現状である。

(委員)

そうすると質に関しては、担保されていないということで承知した。

(事務局)

補足させていただくと、事業者も資料2-2のNo.47で、跡地に植樹等をする考えを示している。

(委員)

元のというのは何を以っていうのか、誰がそれを元に戻ったと判断するのか、曖昧だ。答えているようで答えていない。木を植えればいいというものでもないが、じゃあどう植えればいいのかというのは難しい。元に戻すのは無理。元に戻せないことは前提して、どう判断するのがよいのかということは、専門家に聞かれてもすぐには答え出せない。みんな考えていくしかない。だから、事業者にもそういっても埒があかないので、とにかく敬虔に言わないでほしい。

かといって、裸地のままがいいとは思わない。植樹をして植被で覆うというこに意味があることはわかる。しかし、生態系を元に戻すということで、それをやったことにはしないでほしいと思う。

(委員)

法律上担保はなくて、植林して放置という形になるのかと思うが、他県で最終処分場がもう完全に終わって、そのような状況になった後の状況に関するデータがあれば教えていただきたい。

(事務局)

他県の最終処分場が廃止できた後の状況については、把握できていない。

(委員)

管理型の処分場というのは、一般廃棄物の最終処分場であることが多く、行政が持つことも少なくない。基本的には現状回復はしないが、跡地利用というのは結構重要な話題になってきて、跡地利用として割とよく上げられる事例としては、札幌市のモエレ沼公園がある。やっぱり公園になることが多い。

(委員)

むしろ元に戻すとは言わないで、むしろ不自然に自然ぽくするのではなくて、人が管理する二次的なものの方がむしろいいのではないか。緑化する、と言った方がむしろ良い。

(委員)

今話が出たようなことをどうするんだと議論することが不可欠だと思う。

(委員)

おっしゃるとおりで、私も同感である。しかし、日本のアセスはちょっと独特な制度になっている。海外であれば、例えば鉄道一本通すにしてもA案、B案あって、比較してどちらが環境影響が少ないかというところから議論が始まる。日本の場合は御承知のとおり、現状は一択でこれを作るという前提からスタートするという状況。

(委員)

いろいろな問題点があるということが顕在化するので、これを踏まえた次の事業にしていくというのが、大切かと思う。今、直接的には無理かもしれないが、このような矛盾が絡んでいるということをきちんと言う必要があるのではないか。

(委員)

それは、洋上風力発電に係る意見書のような形で出すというのが一番いいのではないか。個別の事業でも、マイナーチェンジはできるのだろうけど、根本的なところは、やはり国で決めることなので。

(委員)

今回のアセスは第三処分場の嵩上げと第四処分場の建設であり、第二処分場は対象外であるものの、今回の論点整理で漏洩があった第二処分場の上流に作る形になるので、そこで何か構造物を作った時に、第二処分場で漏洩対策をしているというところに影響が出ないかどうかと論点にされている。一方、富津市の意見では、今の漏えい対策が大丈夫なのか、かなり懸念を持っていると思う。

ただ、今回のアセスは第二処分場は対象となっていないので、そこに対して直接意見を言うことができないから、敢えて富津市長の意見は、違う形で論点にしているのか確認させていただきたい。

(事務局)

富津市長の意見は、過去の問題に対する検証や安全性の確認になっているので、論点に含めていないということになる。今回の第四処分場と第三処分場（3-2）の嵩上げによる影響についてのみ論点にしている。

(委員)

第二処分場でもアセスメントはあったはずで、本来漏えいというのはその自己評価的などころに相当するではと思うが、それに対して意見が言いづらいというのは、アセスメントの制度を問題点なのか、そのあたりはどうか。

(事務局)

大塚山処分場のアセスメントの手続きに関しては、第二処分場で平成4年から埋立てを行っており、アセスメントを行っていないという状況。

(委員)

この枠組みの中では別のものになるので、何か問題があっても、それについて指摘する機会はないのか。

(事務局)

環境影響評価ではない。元々、廃棄物の最終処分場に関しては、廃棄物処理法があり、しっかり指導できる。

(事務局)

下流に第二処分場があるので関係がないはずはないというところはある。そこは明らかに蓋然性が確かで、そこを含めた上で、今回意見するということ自体は、環境影響評価法の枠組みの中で規制してないと思う。

(委員)

現状、保有水の漏水に対する措置への影響という文言に留めているところを、保有水漏

洩対策の妥当性及びその妥当と考える措置に対する影響までもう少し含めて意見を言えそうな感じなのか。

(事務局)

第二処分場に対して直接的なことは言えないと考えており、今回の事業に関連するところ、例えば水処理であれば、処分場全体で共通するので、排水計画として論点にしている。また、上流に処分場を建設するというので、関連する地下水の流れというところでは、意見できると考えており、ここまでが限界と思い、このような表現にさせてもらっている。

(委員)

立体的にわかりにくい。一番はっきりしてるのは別添-10 で、問題の Kd-38 層がどこに出るかが書いてある。別添-10 の図の右下あたりに第四処分場を建設する時に、Kd-38 がどこに出るかというのは、地質の専門家だったらわかる。どのように処分場を配置するかをもっとわかりやすく説明してほしい。

さらに方法書 P.6-77 の位置でボーリングするので、はっきりと示して欲しいと強く言ってほしい。

(事務局)

方法書別添-27, -28 で平面図と一部の断面図が示されている。水の通しやすい地層で Kd-38 があるが、今回の第四処分場予定地の地層のうち、どこに水の通しやすい地層があるのかは記載もない。水がどうやって流れているのか明確に示してほしいということで論点とした。

(委員)

審議を終了するが、後でお気づきの点があったら、事務局にお伝えいただきたい。